

## 参考資料

### 狭山市立地域スポーツ施設（体育館）管理規程

#### （趣 旨）

第1条 この規程は、狭山市立地域スポーツ施設条例（以下「条例」という。）並びに狭山市立地域スポーツ施設管理規則（以下「管理規則」という。）の施行における狭山市立体育館（以下「体育館」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

#### （利用団体）

第2条 管理規則第4条及び第5条に規定する団体とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内団体とは、スポーツ・レクリエーション活動のため体育館の施設等を利用する市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者の数が2分の1以上であり、かつ、構成員が概ね10名以上の団体で、教育長が適当と認めたものをいう。
- (2) 市外団体とは、スポーツ・レクリエーション活動のため体育館を利用する市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者が2分の1未満であり、かつ、構成員が概ね10名以上の団体で、教育長が適当と認めたものをいう。

#### （利用登録）

第3条 条例第9条第1項の規定による利用の許可を受けようとする団体は、あらかじめ様式第1号の登録申請書を教育委員会に提出し、登録カードの交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による登録申請をした団体が前条各号のいずれかに該当することを確認したときは、当該申請団体に対して様式第2号の登録カード（以下「登録カード」という。）を交付する。
- 3 登録カードの交付を受けている団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、様式第3号の変更届により直ちに教育委員会に届け出なければならない。
- 4 登録団体は、登録カードを紛失したときは、直ちに様式第3号の喪失届により教育委員会に届け出なければならない。この場合において、登録カードの再交付を受けようとするときは、様式第3号の再交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 5 登録団体は、第1項の規定により申請した暗証番号について確認しようとするときは、様式第3号の確認申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 6 登録団体は、登録の必要がなくなったときは、登録カードを添えて様式第3号の廃止届により教育委員会に届け出なければならない。
- 7 教育委員会は、登録団体が最終利用日から2年間体育館を利用していないことを確認したときは、当該団体の登録を抹消することができる。

#### （利用の予約）

第4条 登録団体は、管理規則第5条第1項の規定による申請をしようとするときは、公共施設予約管理システム（以下「予約システム」という。）又は体育館で、次の各号に掲

げることにより、当該各号に定めるところにより利用の予約を行うことができる。この場合において、登録者は、体育館でのみ予約を受け付ける日及び教育委員会がやむをえない事由により、予約システムでの予約ができないと認めるときを除き、予約システムで予約するものとする。

- (1) 市内団体が抽選申込みにより行う利用の予約を行う場合 利用を開始しようする日（以下「利用開始日」という。）の属する月の2月前の月の初日からその月の10日までに予約システムで抽選の申込を行い、同月13日から20日までに、予約システムで抽選結果の照会及び確認（以下「抽選予約」という。）を行う。
- (2) 市内団体が抽選予約期間終了後に行う利用の予約を行う場合 利用開始日の属する月の2月前の月の21日から利用開始日の前日まで行う。
- (3) 市外団体が利用の予約を行う場合 利用開始日の属する月の1月前の初日から利用開始日の前日までに行う。

2 登録団体は、前項の規定により行った利用の予約を取り消すときは、利用日の前日までにこれを行わなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

3 教育委員会は、施設の有効利用が図れないおそれのある団体の行う予約については、これを制限し、又は受け付けないことができる。

4 第1項の規定により行われた利用の予約に係る許可申請の期限は、管理規則第5条第2項各号の規定にかかわらず、利用開始までとする。

（入場の制限）

第5条 次の各号の一に該当する者に対しては、体育館への入場を拒否し、又は制限することができる。

- (1) 伝染性の疾患を有する者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 風紀又は秩序を乱す者
- (4) 職員又は係員の指示に従わない者
- (5) 危険物又は有害物を持ち込もうとする者
- (6) その他管理上支障があると認められる者

（利用者の遵守事項）

第6条 体育館利用者は、管理規則第9条に定める遵守事項のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 危険防止に努めること。
- (2) 事故防止に努めること。
- (3) 衛生的に使用すること。
- (4) 職員又は係員の指示に従うこと。

（使用料の減免）

第7条 条例第18条に規定する使用料の減額又は免除の対象及び割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 狭山市教育委員会又は狭山市（次号において「教育委員会等」という。）が主催するスポーツ・レクリエーション事業等のため体育館及びその施設等を利用する場合 100分の100
- (2) 教育委員会等が経費の一部を負担して共催するスポーツ・レクリエーション事業のため体育館及びその施設等を利用する場合 100分の50
- (3) 狭山市体育協会、狭山市レクリエーション協会又はこれらの加盟団体及び加盟団体に属するグループがスポーツ・レクリエーション事業のため体育館及びその施設等を利用する場合 100分の50
- (4) 心身障害者を対象とする団体の当該構成員のため又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けた者がスポーツ・レクリエーション事業のため体育館及びその施設等を利用する場合 100分の50
- (5) 前号の利用のための介護人が体育館及びその施設等を利用する場合 100分の100
- (6) 財団法人狭山市施設管理公社が主催するスポーツ・レクリエーション事業のため体育館及びその施設等を利用する場合 100分の50
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたもの 教育委員会が別に定める割合（心身障害者の利用）

第8条 心身障害者を対象とする団体が当該構成員のため又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けた者がスポーツ・レクリエーション事業のため体育館及びその施設等を利用する場合には、介護人が付き添うものとする。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第9条 条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に体育館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第4条第1項、第2項ただし書及び第3項、第7条並びに第8条ただし書の規程の適用については、これらの規定（第2条、第7条及び第8条のただし書を除く。）中「教育委員会」とあり、並びに第2条各号、第7条第7号及び第8条ただし書中「教育長」とあるのは、「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」する。

（補則）

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に2条を加える改正規定は、決裁の日から施行する。

2 狭山市市立地域スポーツ施設条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市立狭山台体育館の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市立地域スポーツ施設（体育館）管理規程の規定により、教育委員会又は教育長がした承認その他の行為（この規程の施行の日以後の利用に係るものに限る。）については、改正後の狭山市立地域スポーツ施設（体育館）管理規程の相当規定に基づいて指定管理者がした承認その他の行為とみなす。

## 参考資料

### 狭山市立地域スポーツ施設（プール）管理規程

#### （趣 旨）

第1条 この規程は、狭山市立地域スポーツ施設条例（以下「条例」という。）並びに狭山市立地域スポーツ施設管理規則（以下「管理規則」という。）の施行における狭山市立狭山台プール（以下「プール」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

#### （入場の制限）

第2条 次の各号一に該当する者に対しては、プールへの入場を拒否し、又は制限することができる。

- (1) 伝染性の疾患を有する者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 小学校就学前の者で付添人のいない者
- (4) 風紀又は秩序を乱す者
- (5) 職員又は係員の指示に従わない者
- (6) 危険物又は有害物を持ち込もうとする者
- (7) その他管理上支障があると認められる者

#### （利用者の遵守事項）

第3条 プールの利用者は、管理規則第9条に定める遵守事項のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 危険防止に努めること。
- (2) 事故防止に努めること。
- (3) 衛生的に努めること。
- (4) 職員又は係員の指示に従うこと。

#### （使用料の減免）

第4条 条例第18条に規定する使用料の減額又は免除の対象及び割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 狭山市教育委員会又は狭山市（次号において「教育委員会等」という。）が主催するスポーツ・レクリエーション事業のためプール及びその施設等を利用する場合 100分の100
- (2) 教育委員会が経費の一部を負担して共催するスポーツ・レクリエーション事業のためプール及びその施設等を利用する場合 100分の50
- (3) 心身障害者を対象とする団体が当該構成員のため又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けた者がスポーツ・レクリエーション事業のためプール及びその施設等を利用する場合 100分の50
- (4) 前号の利用のための介護人がプール及びその施設等を利用する場合 100分の100
- (5) 財団法人狭山市施設管理公社が主催するスポーツ・レクリエーション事業のため

プール及びその施設等を利用する場合 100分の50

(6) その他教育委員会が特に必要と認めたもの 教育委員会が別に定める割合  
(心身障害者の利用)

第5条 心身障害者を対象とする団体の当該構成員のため又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けた者がスポーツ・レクリエーション事業のためプール及びその施設等を利用する場合には、介護人が付き添うものとする。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りでない。

(指定管理者による管理)

第6条 条例第20条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にプールの管理を行わせる場合における第4条及び前条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度教育長が定める。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 狭山市立地域スポーツ施設条例(平成4年条例第24号)第20条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に狭山市立狭山台プールの管理を行わせる場合は、改正前の狭山市立地域スポーツ施設(プール)管理規程の規定により、教育委員会がした承認その他の行為(この規程の施行の日以後の利用に係るものに限る。)については、改正後の狭山市立地域スポーツ施設(プール)管理規程の相当規定に基づいて指定管理者がした承認その他の行為とみなす。